

青森市おおの地域包括支援センター 指定介護予防支援事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 青森保健生活協同組合が運営する青森市おおの地域包括支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態等にある高齢者が、要介護状態になることを予防し、自らの能力を活かして活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう、指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業は、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 事業の運営に当たっては、青森市、他の地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援を行う者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。
- 5 上記のほか「青森市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成26年12月24日条例第45号)を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 青森市おおの地域包括支援センター
- (2) 所在地 青森市東大野2丁目1番10号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1名（保健師と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 従業者 5名以上（常勤5名）

5名のうち①～③の資格を所有する者が合わせて5名となるような配置を維持する。

- | | |
|------------------|--------------------|
| ① 経験のある看護師または保健師 | 1名以上（常勤） |
| ② 主任介護支援専門員 | 1名以上（常勤） |
| ③ 社会福祉士 | 1名以上（常勤） |
| ④ 介護支援専門員 | 1名以上（常勤または非常勤） 従業者 |

- 2 前項第2号に定める従業者は、事業所の総合相談・支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務、その他の介護予防に関する業務と兼務しながら、事業の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 月～金曜日 午前8時30分から午後17時30分までとする。
土曜日 午前8時30分から午後12時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（事業の提供方法及び内容）

第6条 事業の提供方法及び内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所
事業所の相談室及び利用者の居宅等
- (2) 介護予防サービス・支援計画（以下「計画」という。）の作成
- ① 利用者宅を訪問し、利用者や家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握する。
 - ② 利用者の自宅周辺地域の介護予防サービス事業者やインフォーマルサービス事業者等、複数の事業者について紹介をし、内容や利用料等の情報についてパンフレットを用いて説明をする等、利用者や家族が適正にサービスを選択できるよう配慮する。
 - ③ 利用者、家族、介護予防サービス事業者等の参加により、サービス担当者会議を開催し、利用者の情報を共有する等し、支援の方針について協議を行う。
 - ④ 計画原案に位置付けたサービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象にならないサービス（自己負担）を区分して、それぞれの種類、内容、利用料等を利用者や家族に説明し、意見を傾聴する。
 - ⑤ 計画の原案に位置づけた指定介護予防サービス事業者等の選定理由について、利用者、家族から説明を求められた場合はその理由を説明しなければなら

らない。

- ⑥ 計画の原案は、利用者や家族と協議した上で、必要があれば変更を行い、利用者から文書で同意を得た上で決定する。
- ⑦ 利用者が計画の変更を希望した場合または計画担当者が介護予防サービスの変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重し合意の上で、計画の変更を行う。

(3) サービス担当者会議の開催場所

利用者の居宅等

(4) 利用者の居宅への訪問

次の場合に、利用者の居宅を訪問し、面接を行うものとする。なお、利用者の居宅を訪問しない月については、可能な限り、指定介護予防サービス事業所を訪問して利用者と面接するとともに、面接ができない場合には、電話等により状態を把握するものとする。

ア アセスメント実施時

イ サービス提供月の翌月から起算して3箇月に1回以上

ウ サービス評価期間終了月

エ 要支援者の状況に著しい変化があったとき

(5) モニタリングの結果記録

1箇月に1回以上

(6) 医療との連携・主治医への連絡

- ① 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、当該利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師の意見を求める。
- ② 前号の場合において、担当職員は、計画を作成した際には、当該計画を主治の医師等に交付する。
- ③ 指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供する。
- ④ 介護予防支援の提供開始にあたり、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、計画担当者の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう依頼する。

(7) 要介護認定等にかかる申請の援助

利用者の認定有効期間満了の60日前には、更新に必要な手続きの協力を行う。

(事業の委託)

第7条 事業のうち次の各号に定める業務について、必要に応じ、指定居宅介護支援事業者に委託する。

- (1) 事業に係るアセスメントの実施
- (2) 計画原案の作成
- (3) サービス担当者会議の開催
- (4) 利用者に対する計画原案の説明
- (5) 利用者及びサービス担当者に対する計画書の交付
- (6) モニタリングの実施
- (7) 介護予防に係る効果の評価
- (8) 保険給付に係る給付管理業務
- (9) 利用者及びサービス担当者等との連絡調整
- (10) その他

2 前項の委託に当たっては、委託する指定居宅介護支援事業者に基準を遵守させるための必要な措置を講じる。

3 第1項の委託に当たっては、委託することについて、利用者又はその家族に十分説明し、文書による同意を得るとともに、利用者又はその家族に対して、委託契約を締結している指定居宅介護支援事業者の一覧を提示し、その意向を聴取する。

(利用料その他の費用の額)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十九号）」に定める額とする。

2 事業以外の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、旭町、北金沢1丁目、金沢1・3・4丁目、浦町、桂木、緑、青葉、大野、東大野、西大野、浜田、浜田豊田、浜田玉川とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業の提供により事故が発生した場合は、市、保険者市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

加入保険会社名：全国公私病院連盟共済会（損保ジャパン日本興亜株式会社）

加入保険名：居宅事業者総合保険

保険の内容：賠償責任保険

（苦情処理）

- 第11条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置する等の必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を利用者又はその家族に対して周知するものとする。
- 2 事業所は、提供した事業に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

- 第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 事業者は、当該事業所の従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

（虐待防止に関する事項）

- 第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- （2）虐待防止のための指針の整備
- （3）虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、事業所運営業務の中で、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策のための措置を講ずる。

- 2 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知に努めるものとする。
- 3 避難、救出その他の必要な訓練を年2回以上実施に努めるものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第15条 感染マニュアルを整備し、従業者に周知徹底をする。また、従業者への感染症に関する研修を年1回以上実施に努めるものとする。

(ハラスメント対策)

第16条 事業者は適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場において性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(サービス利用にあつての禁止行為)

第17条 当該事業所従業者へのハラスメント行為により本契約を継続しがたいと判断した場合は契約終了等の必要な措置を講ずる。

ハラスメント行為とは

身体的暴力・・・身体的な力を使って危害を及ぼす行為

精神的暴力・・・個人の尊厳や人格を言葉や態度で傷つけたりする行為

セクシャルハラスメント・・・意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求、性的嫌がらせ行為

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 従業者及び従業者であつた者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持

するものとする。

- 3 事業者は、従業者及び従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する諸記録を整備し、利用者との契約終了の日から2年間保存する。また、事業者は、請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は青森保健生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年10月3日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年7月1日から施行する。